

令和6年度

印旛沼二期農業水利事業

流域整備効果検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 印旛沼二期農業水利事業所

項目	内 容														
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	印旛沼二期農業水利事業流域整備効果検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目的) 第1-2条	本業務は、平成22年度から印旛沼流域で実施している印旛沼二期地区の事業受益地内のうち、今後用排水施設整備の具体化が図られる地域である西沼・新川から取水を行っている区域(印旛沼土地改良区のうち、佐倉西部支区、平戸支区、八千代支区、佐倉北部支区及び一本松用水支区の管理している区域)について、その現況の把握、課題の把握を行い当該区域における課題への対応の検討を行うものである。														
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする地域は、千葉県佐倉市、八千代市、印西市の3市であり、別添施行位置図に示すとおりである。														
(一般事項) 第1-4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務の履行状況を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (3) 現地調査に当たっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。														
(管理技術者) 第1-5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農業地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農業地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農業地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農業地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農業地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農業地域・資源計画													
博士	農学														
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木														
(担当技術者) 第1-6条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。														

(配置技術者の確認)
第1-7条

(保険加入)
第1-8条

第2章 作業条件
(貸与資料)
第2-1条

(貸与資料の取扱い)
第2-2条

第3章 業務内容
(作業項目及び数量)
第3-1条

共通仕様書第 1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。
(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

貸与資料は下記のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
印旛沼開発工事誌	一式
国営印旛沼二期土地改良事業計画書	一式
印旛沼二期地区全体実施設計書	一式
国営土地改良事業印旛沼二期地区営農計画	一式
平成27年度印旛沼二期農業水利事業 多面的機能増進活動支援検討業務	一式
平成28年度印旛沼二期農業水利事業 流域水質保全機能増進検討業務	一式
平成29年度印旛沼二期農業水利事業 印旛沼地域振興方策検討業務	一式
平成30年度印旛沼二期農業水利事業 地域資源活用手法等検討業務	一式
令和元年度印旛沼二期農業水利事業 水田地域農業高度化等検討業務	一式
令和2年度印旛沼二期農業水利事業 水田地域農業高度化等検討業務	一式
令和5年度印旛沼二期農業水利事業 利水継続検討業務	一式

第2-1条に示す貸与資料の取扱いは下記のとおりとする。
(1) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
(2) 上記に記載された資料以外の参考図書及び貸与資料がある場合には、その旨を監督職員から指示する。
(3) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、1～5の詳細は別紙作業項目内訳表に示すものとする。

	作 業 項 目		数 量																		
	1	資料の収集	1 式																		
	2	事業対象区域における課題の把握	1 式																		
	3	事業対象区域における施設の状況、地域の課題についての資料集作成	1 式																		
	4	政策対話の実施	1 式																		
(設計作業の留意点) 第3-2条	5	取りまとめ及び報告書作成	1 式																		
	作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第 2－1 条、第 2－2 条及び共通仕様書に示す貸与資料、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。																				
	(技術提案の履行) 第3-3条																				
	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11条に示す業務計画書に反映の上作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。																				
	第 4 章 打合せ (打合せ) 第4-1条																				
共通仕様書第1-10条による打合せについて、主として次の段階で行なうものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。																					
<table><tr><th rowspan="2">打合せ</th><th rowspan="2">実施段階</th><th colspan="2">実施方法</th></tr><tr><th>対面</th><th>Web</th></tr><tr><td>初 回</td><td>設計作業着手段階</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第 2 回</td><td>中間打合せ（作業項目 3 事業対象区域における施設の状況、地域の課題についての資料集作成の実施段階）</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>最終回</td><td>報告書原稿作成段階</td><td>○</td><td></td></tr></table>				打合せ	実施段階	実施方法		対面	Web	初 回	設計作業着手段階	○		第 2 回	中間打合せ（作業項目 3 事業対象区域における施設の状況、地域の課題についての資料集作成の実施段階）		○	最終回	報告書原稿作成段階	○	
打合せ	実施段階	実施方法																			
		対面	Web																		
初 回	設計作業着手段階	○																			
第 2 回	中間打合せ（作業項目 3 事業対象区域における施設の状況、地域の課題についての資料集作成の実施段階）		○																		
最終回	報告書原稿作成段階	○																			
なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11条に定める業務計画書に基づく業務行程表等の管理状況を報告しなければならない。																					
第 5 章 成果物 (成果物) 第5-1条																					
成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）																					
(成果物の提出先) 第5-2条																					
成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県佐倉市宮小路町28番地 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所																					

第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 第7章 その他 (定めなき事項) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間に変更が生じた場合 (5) 関係機関等対外的協議等により作業内容に変更が生じた場合 (6) その他 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
--	--

【作業項目内訳表】

作業項目		作業内容
1	資料の収集	事業対象区域（印旛沼土地改良区のうち、佐倉西部支区、平戸支区、八千代支区、佐倉北部支区及び一本松用水支区の管理している区域、以下同じ。）におけるこれまでの整備状況（各施設における整備・更新の履歴等）、市町における将来の地域振興や開発に係る計画・構想について資料を収集し、整理する。また、貸与資料について内容を把握し、整理する。
2	事業対象区域における課題の把握	
	2-1 現地調査	事業対象区域における農地及び農業用施設の状況を把握するため、現地踏査により状況を確認し、農地の整備状況や、農業用施設の状態、老朽化状況等を把握するとともに、状況写真を整理する。
	2-2 ヒアリング	事業対象区域における農地及び農業用施設に係る課題を把握するため、行政関係者（千葉県、関係自治体）、事業対象区域内の土地改良区支区役員、地域の多面的機能支払交付金の活動組織に対してヒアリングを行い、その課題を整理する。
3	事業対象区域における施設の状況、地域の課題についての資料集作成	作業項目1から2までを踏まえて、事業対象区域における農地及び農業用施設の状況や地域の課題について、資料集として取りまとめる。取りまとめに当たっては、整備の方向性、整備を行うために用いることができる事業制度や他分野との施策との連携についても留意する。
4	政策対話の実施	上記検討を踏まえて、説明資料を作成し、千葉県、関係自治体、土地改良区及び国営事業所との政策対話会議を1回開催する。会議にてプレゼンテーションを行うとともに、その結果の取りまとめを行う。
5	取りまとめ及び報告書作成	各作業項目の成果物について取りまとめ、報告書作成を行う。